

(2) 鴻巣市地域公共交通計画の策定について

◆地域公共交通計画について

令和2年11月に地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通計画は地域の社会・経済を交通の面から支える基盤となるため、全ての地方公共団体において、計画の作成が「努力義務」とされている。

計画策定のメリット

- ・法定の計画で事業位置付けすることで、各所への説明の拠り所となる
- ・関係者間の連携強化や交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化につながる
- ・公共交通政策の継続性が確保される
- ・計画を策定することで、国や県等による補助メニューを活用することが可能となる 等

◆本市における地域公共交通計画の策定について

- ・これまで路線バス・コミュニティバス・デマンド交通（このす乗合タクシー・ひなちゃんタクシー）を運行しており、地域公共交通が形成されつつあることから策定に至っていない
- ・今後は、「(仮称)道の駅このす」の開業を令和10年中に予定しており、フラワー号のルート再編を行う予定があることから策定する
- ・令和7年度から策定を開始し、令和8年度中の完成を目指す

◆策定に向けた流れ

- ・地域公共交通会議の二法協議会化

地域公共交通計画の作成は、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会における協議が必要であることから、現在の地域公共交通会議に法定協議会の機能を追加し、両者の機能を併せ持つ二法協議会化する。

また、今後の国の計画策定に係る補助や、運行補助については、原則として法定協議会に対して交付されることから、地域公共交通会議にて会計を持つ予定である。

現在の鴻巣市地域公共交通会議

根拠法令	道路運送法
対象モード	バス・タクシー（乗合） 自家用有償旅客運送
目的	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様・市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
事業実施	行えない

法定協議会

根拠法令	地域公共交通活性化再生法
対象モード	多様な交通モード
目的	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
事業実施	行える

←
法定協議会の機能を追加

・スケジュール（案）

- | | |
|-----------|---|
| 令和7年3月 | 鴻巣市地域公共交通会議設置要綱 改正
財務規程・事務局規程（仮） 作成 |
| 令和7年4月～5月 | 令和7年度第1回地域公共交通会議（予定） |
| 令和7年5月～7月 | 地域公共交通計画策定に係る業者選定
→以後、策定に向けて随時、地域公共交通会議の開催 |